

2月10日(月)～  
3月16日(月)

# 市・県民税の申告相談

**申告が必要な皆さんへ** 昨年の申告状況などを参考に、1月末までに申告案内を送付します。申告案内が届かない方であっても、下の図を確認の上、必要な方は申告してください。(税務署から確定申告のお知らせが送付される方には、市から申告案内は送付しません) **問合せ 税務課 ☎89-2126**

## 営業等所得や不動産所得、農業所得がある方……

収入内訳書を送付します。必要事項を記入し、関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)を持参してください。昨年中(1～12月)に新たに事業を始めた方で、収入内訳書が送られていない場合は連絡をお願いします。

## 譲渡所得がある方……

譲渡収入額が特別控除額以下になる場合でも、市・県民税の申告は必要です。

## 税務署で申告した方……

税務署で申告をした方は、市・県民税の申告は不要です。ただし、税務署で申告した際に確定申告書を出さなくてもよいと言われた方でも、市・県民税の申告案内や収入内訳書が届いた方については、市・県民税の申告が必要です。

## 申告に必要な持ち物

- 印鑑
- 所得のわかる書類(源泉徴収票など)
- 所得控除を受けるための書類(生命保険料控除証明書/医療費控除の明細書など)
- マイナンバーカードまたは通知カード + 本人確認書類
- 税務署からはがきを送られている方は、そのはがき
- 銀行口座の通帳(還付申告の方)

## 個人年金や満期保険金などの支払いを受けた方……

公的年金以外の生命保険契約などに基づく年金(個人年金)や生命保険などの一時金(死亡保険金・満期保険金・解約返戻金など)の支払いを受けた方は、申告が必要な場合があります。

## 医療費控除を申告する方……

医療費の領収書をもとに医療費控除の明細書を作成する必要があります。

医療保険者から交付された医療費通知(医療費のお知らせなど)がある場合は、これを添付することで「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。申告する方は、「医療費控除の明細書」を作成し、医療費通知分については、医療費通知の原本を持参してください。

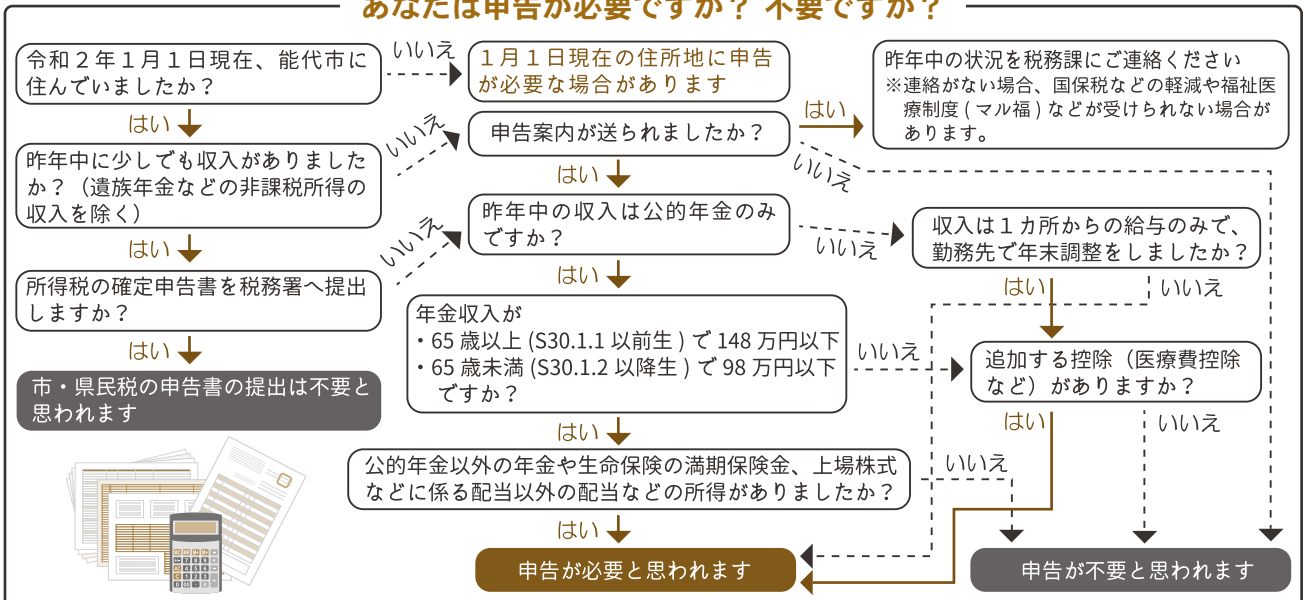
医療費控除の適用を受けた領収書や医療費通知は、確定申告期限から5年間保管してください。

医療費控除の明細書は税務課や地域局総務企画課に備えるほか、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできます。

## 市・県民税申告書用紙について

税務課や地域局総務企画課、各地域センターに備えるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## あなたは申告が必要ですか？ 不要ですか？



# 申告相談日程

●お住まいの地区の指定期間中においでください。ただし、都合の悪い場合は、他の地区の指定期間でも申告相談できます。

●休日明けの午前中は混雑が予想されるほか、延長受付や日曜日受付、申告相談最終日は非常に混雑するため、待ち時間が長くなることがありますので、あらかじめご了承ください。

能代地域の  
会場は  
市役所大会議室  
です

## 能代地域 会場 市役所大会議室

### 鶴形・檜山・扇淵・南・常盤・向能代地域センター管内の皆さんへ

上記の皆さんは、昨年まで各公民館で相談に応じていましたが、今年から市役所大会議室での相談受付となります。

期日	受付時間	対象地区
2月10日(月)		鶴形・檜山・扇淵地域センター管内
12日(水)	8:30～11:30	※鶴形地区、檜山地区、扇田地区、
13日(木)	13:00～16:30	鱒淵地区など
14日(金)		13日(木)17:00～19:00 延長受付
17日(月)		南・常盤地域センター管内
18日(火)	8:30～11:30	※河戸川地区、浅内地区、長崎、
19日(水)	13:00～16:30	松長布、大内田、久喜沢地区、
20日(木)		轟地区、常盤地区など
21日(金)		20日(木)17:00～19:00 延長受付
25日(火)		向能代地域センター管内
26日(水)	8:30～11:30	※向能代地区、須田地区、竹生地
27日(木)	13:00～16:30	区、落合地区、真壁地区など
28日(金)		27日(木)17:00～19:00 延長受付
3月 2日(月)		青葉町、昇平岱、後谷地、芝童森、
3日(火)		砂留山、鳳凰岱、鳥小屋、不老岱、
4日(水)	8:30～11:30	上柳、下内崎、下悪戸、中悪戸、
5日(木)	13:00～16:30	出戸後、出戸本町、中柳、西赤沼、
6日(金)		能代町字赤沼、東赤沼、緑町、養蚕、
9日(月)		養蚕脇、彩霞長根、寿域長根、西
10日(火)		大瀬、東大瀬、豊祥岱、大瀬儘下、
11日(水)	8:30～11:30	下野、下柳、藤山、臥竜山、仙遊
12日(木)	13:00～16:30	長根、南陽崎、海詠坂、沼ノ上
13日(金)		5日(木)17:00～19:00 延長受付
16日(月)	8:30～11:30	末広町、西通町、清助町、能代町
	13:00～15:00	字日和山下、浜通町、盤若町、大
		手町、大町、川反町、住吉町、柳町、
		万町、上町、御指南町、富町、畠
		町、日吉町、景林町、昭南町、通
		町、萩の台、松美町、東町、栄町、
		若松町、中和一丁目、中和二丁目、
		花園町、追分町、南元町、明治町、
		元町、中嶋、能代町字悪土、能代
		町字中川原
		12日(木)17:00～19:00 延長受付
		指定日に申告できなかった方
		受付は午後3時までです

## 日曜日受付(市内全域)

会場 市役所大会議室

期日	受付時間	対象地区
3月 1日(日)	8:30～11:30	指定日に申告できない方
8日(日)	13:00～16:30	能代・ニツ井地域とも

## 能代税務署では 確定申告書作成会場を開設します

日時 2月17日(月)～3月16日(月) (土・日・祝除く)  
午前9時～午後5時 (受付 午後4時まで)

問合せ 能代税務署 ☎52-6111

## ニツ井地域 会場 ニツ井町庁舎市民フロア

期日	受付時間	対象地区
2月10日(月)	8:45～11:30	御倉町、下町
	13:00～16:00	町館1
12日(水)	8:45～11:30	仲町、八幡町
	13:00～16:00	館の下
13日(木)	8:45～11:30	町館2
	13:00～16:00	関口、グミノ木、上山崎、中台
14日(金)	8:45～11:30	新丁、新町
	13:00～16:00	大町、横町
17日(月)	8:45～11:30	立町
	13:00～16:00	小掛
18日(火)	8:45～11:30	麻生
	13:00～16:00	鬼神、揚石、仙ノ台、濁川、釜谷
19日(水)	8:45～11:30	田代
	13:00～16:00	下田平
	17:00～19:00	延長受付(指定日に申告できない方)
20日(木)	8:45～11:30	ニツ井1区
	13:00～16:00	ニツ井2区
21日(金)	8:45～11:30	ニツ井3区、さくら新町
	13:00～16:00	ニツ井4区
25日(火)	8:45～11:30	ニツ井5区・6区
	13:00～16:00	ニツ井7区
26日(水)	8:45～11:30	ニツ井8区・9区
	13:00～16:00	ニツ井10区
	17:00～19:00	延長受付(指定日に申告できない方)
27日(木)	8:45～11:30	ニツ井11区・12区
	13:00～16:00	
28日(金)	8:45～11:30	ニツ井13区
	13:00～16:00	
3月 2日(月)	8:45～11:30	小繫
	13:00～16:00	切石1
3日(火)	8:45～11:30	切石2・3
	13:00～16:00	切石4
4日(水)	8:45～11:30	切石5
	13:00～16:00	苅又石、樋ノ口
	17:00～19:00	延長受付(指定日に申告できない方)
5日(木)	8:45～11:30	梅内
	13:00～16:00	
6日(金)	8:45～11:30	源助田～窓山
	13:00～16:00	外面、鎌谷、悪戸
9日(月)	8:45～11:30	種
	13:00～16:00	
10日(火)	8:45～11:30	大林、矢崎、駒形
	13:00～16:00	富根上部1・2
11日(水)	8:45～11:30	富根上部3・4
	13:00～16:00	富根下部1・2
	17:00～19:00	延長受付(指定日に申告できない方)
12日(木)	8:45～11:30	富根下部3・4
	13:00～16:00	羽立1・2
13日(金)	8:45～11:30	羽立3
	13:00～16:00	羽立新田、昭和新田、富田
16日(月)	8:45～11:30	指定日に申告できなかった方
	13:00～15:00	受付は午後3時までです

◆インターネットを活用し、所得税の確定申告を行えます。◆

国税庁のホームページからパソコンやスマートフォンで申告書を作成し、電子送信や郵送で申告することができます。

